

いただいたコメントの内容とこれに対する当省の考え方について

いただいたコメントの内容	当省の考え方
<p>1．外務員登録原簿の記載事項（省令案 9 3 条関係）</p> <p>外務員の登録原簿記載事項に、外務員が被告になって責任が認められた判決、紛議の件数及び内容を新たに加えるべき。</p> <p>2．禁止行為（省令案 1 0 3 条関係）</p> <p>(1) 勧誘関係</p> <p>電話、訪問等による不招請勧誘を禁止すべき。</p> <p>商品取引員が、改正法第 2 1 4 条の行為規制を遵守していることを立証できない方法で営業活動を行うことを禁止すべき。具体的には、勧誘時の録音及び録音テープの保存の義務づけるなどが考えられる。</p> <p>改正法第 2 1 4 条第 8 号に規定する同一限月、同一枚数の両建の勧誘禁止に加え、必ずしも同一限月、同一枚数とはなっていない両建の勧誘も禁止すべき。</p> <p>広告を禁止すべき。</p> <p>(2) 向玉</p> <p>向玉を禁止すべき。</p> <p>(3) 特定売買</p> <p>特定売買（ころがし、無意味は反復売買）を禁止すべき。</p>	<p>（外務員の登録原簿を管理する）日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）は当該情報を既に把握しているところ、当該情報を当該原簿に追記する必要及びその特段の効果はないと考える。</p> <p>改正商品取引所法（以下、「改正法」という。）第 2 1 4 条第 5 号において、取引の委託を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した顧客に対する勧誘を禁止しているところ、ご指摘の事項については、これに逸脱することになると考えられる。</p> <p>商品取引員による法令違反については、立入検査や関係者からの事情徴収を通じて摘発していく方針であり、証券取引法や金融先物取引法、さらには、類似の勧誘規制を講じている特定商取引に関する法律においても、同様の手法が採られていると認識している。</p> <p>ご指摘の同一限月又は同一数量でない両建については、その取引を理解していない顧客からその委託を受けることを禁止する旨、省令案を修正する。</p> <p>広告を一律に禁止することについては、営業の自由との関係で問題があるものと考えられる。</p> <p>この度の省令改正において、利益相反行為として委託者の利益を害する取引として禁止規定の明確化を図ったところである。</p> <p>委託者が、自己の相場観に基づいて頻繁に売買を行うことも想定され、どのような反復売買について禁止するか法令上一義的に定めることは困難である。しかしながら、手数料稼ぎに悪用されるなど委託者保護に欠けるような場合には、業務</p>

(4) 無敷・薄敷

無敷・薄敷を禁止すべき。

(5) その他

頻繁な乗り換えや多数の商品の同時並行的な取引、利乗せ取引を禁止すべき。

不当な念書の強要を禁止すべき。

各禁止行為の違反に、民事上の損害賠償責任、業務停止命令等の行政罰の制裁を明文で定めるべき。

改善命令の対象となり、さらに同命令違反の場合には、許可の取消し、業務停止命令の対象となる。

改正法第103条及び改正法第179条において、商品取引所又は商品取引清算機関は取引証拠金の預託を受けなければならないとされており、改正法第216条において商品取引員に準拠が求められている受託契約準則において、取引証拠金の預託方法について具体的に規定することとしている。

ご指摘の取引については、委託者が、自己の相場感に基づいて行っている場合も想定されることなどから、禁止行為に加えるのは困難である。しかしながら、手数料稼ぎに悪用されるなど委託者保護に欠けるような場合には、業務改善命令の対象となり、さらに同命令違反の場合には、許可の取消し、業務停止命令の対象となるものと考えられる。

「強迫」による意思表示については、民法第96条の規定によりこれを取り消すことが可能であり、また、商品市場における取引若しくはその受託のため、「脅迫」をした者については、改正法356条の規定において、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科の刑事罰が設けられている。さらに、「脅迫」までには至らないまでも、相手方を威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような場合には、法第214条第6号に規定する「迷惑を覚えさせるような仕方」での勧誘に該当すると考えられる。

改正法では、説明義務の法定と併せて、これに違反した場合における民事上の損害賠償責任について法定（第218条）し、民法上の不法行為の特則として、一定事実のある場合に直ちに損害賠償責任の発生を認めるものである。また、法定されたもの以外について、省令レベルにおいて盛り込むことは困難であると考えられる。

ただし、省令第103条に規定する禁止行為の違反については、改正法第236条に基づく許可の取消し、又は、6ヶ月以内の業務停止命令の事由に該当することとなる。

3. 適合性原則関係（改正法215条関係）

(1) 適合性原則関係

適合性原則について、具体的な禁止事項を掲げるべき。

高齢者についての勧誘・受託行為を禁止すべき（高齢者については、80歳以上、75歳以上、60歳以上との意見あり）。

70歳以上の高齢者については、本人出頭の上での公正証書作成による取引意思確認書を徴求せずに行う受託行為を禁止すべき。

無職者・年金生活者についての受託行為を禁止すべき。

当初投入予定金額を上回る取引の受託を禁止すべき。

借金をして先物取引を行っている者からの受託を禁止すべき。

余裕資金の1割を超える証拠金徴求を禁止すべき。

(2) 新規委託者保護措置関係

新規委託者（取引開始3ヶ月以内の者等）からの受託について、枚数、投資資金限度額を定めるべき。

新規委託者保護措置違反を禁止行為に含めるべき。

4. その他の禁止行為等

熟慮期間を受託契約締結後14日間と設定し、これを経過しない受託行為を禁止すべき。また、熟慮期間を経過しない受託行為をした場合は無条件の解約を認めるべき。

取引シミュレーションを義務化すべき。

どのような行為が適合性原則に違反するかについては、改正商品取引所法の解釈指針である『商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン』（以下「ガイドライン」という。）において、具体的に示すこととしている。

改正法では、受託契約締結前において、顧客に取引の仕組みやリスク等を記載した書面を交付し、その内容を説明する義務を法定している。こうした説明をもとに、取引の仕組みやリスク等を理解した上で契約を締結することを念頭に置いていること、さらには、契約締結後、自己責任に基づき直ちに取引を行いたい投資家の取引機会を奪うことにもなることから、ご指摘の規定を設けることは、適当ではないと考えられる。

ご指摘の「取引シミュレーション」の内容については定かではないが、改正法では、投資家が商品先物取引の仕組みやリスクを認識し、主体的な判断で取引に参加できるよう、受託契約締結前において、取引の仕組みやリスク等を記載した書面を交付する義務に加え、これらの事項を説明する義務を商品取引員に課している。

5. 事前交付書面

(1) 記載事項とすべきもの(104条関係)

商品先物取引に参加する者全体の損益の割合。

商品取引員における一般委託者の最終的な損益結果の割合、行政処分件数、紛議件数、訴訟(継続中のものも含む)の件数と具体的内容。

手数料が高額であって、取引を繰り返すと取引の利益より委託手数料の額が上回り、委託手数料だけで損となるおそれがある旨。

商品取引員自身も取引を行っており、顧客と反対の取引を行い、利益が相反する場合がある旨。

相場が逆に動いた場合は、いったん仕切って出直すことが最も望ましいとされていること。両建は、泥沼に引きずり込む常套手段といわれる極めて危険な方法である旨。

取引上の損失が発生していても、追加して証拠金を預託することなく取引を終了させることが可能である旨。

受託契約締結後14日間は熟慮期間であり、いつでも解約できる旨。

苦情の問い合わせ先として、国民生活センター、各地の消費者生活センター、各地の弁護士会、先物取引被害全国研究会。

ご指摘のデータを客観的に示す統計が存在しないことから、ご指摘の事項を記載事項とすることは困難である。

過去の行政処分や紛議・訴訟件数等については、主務省や日商協のホームページにおいて公表しているところである。ご指摘の項目については、上記のような手段で情報提供していくことが適当と考えられる。

省令第104条第6号において委託手数料の額は記載事項となっている。また、当該委託手数料が高額か否かについては、顧客自らが判断すべき性質のものと考えられる。

省令第104条第7号において、省令第103条第2号について記載事項となっており、かつ、その内容を説明することが義務づけられている。

相場が期待していたのと反対に動いた場合の対処方法は商品先物取引の習熟度に応じた委託者の判断によるものであり、ご指摘のような事項を記載事項とすること適当ではないと考えられる。なお、省令第104条第7号において、改正法第214条に掲げる禁止行為事項は記載事項となっており、かつ、その内容を説明することが義務づけられている。

省令第104条に掲げられている記載事項を通じて、ご指摘の内容は担保できているものと考えられる。

(5.の回答をご参照下さい。)

商品取引所法においては、商品先物取引に係る紛争の解決の業務(苦情の受付、あっせん・調停)を行う機関として、日商協を法定しており、その設立を主務大臣の認可にかからしめるとともに、必要な監督を行っている。ご指摘の機関につ

担当する登録外務員の氏名、個人の住所、個人の連絡先。

「あなたが勧誘している外務員が『絶対儲かります。』『必ず上がります。』と述べている場合には、それは最も悪質な外務員ですので、絶対に契約しないでください。そのような勧誘で被害にあった方の相談が、国民生活センターには平成15年度だけでも8000件寄せられています。」という警告文。

(2) 体裁（省令第104条2項関係）

平易かつ見やすい文字（14ポイント）で記載し、適宜図示するものとすべき。

6. 説明の方法（省令第108条関係）

説明の方法として、当該委託者の属性、知識、経験に起因する理解力に対応し、その委託者が取引の仕組みやその危険性等に関する的確な理解を形成した上で、その自主的な判断に基づいて取引に参入するに足りる程度の説明を行うことを必要とすべき。

説明後、受託前に、当該委託者に商品先物取引の仕組み及び危険性についての書面でのテストを実施し、一定程度の得点を取得できなかった者への勧誘を禁止すべき。その際、当該テストについてはその実施風景を録画して、実施方法の公正さを確保すべき。

受託契約日と事前交付書面の交付時期は最低1週間必要。

いては、必ずしも日商協と同様の業務を行っているとは言えないことなどから、現段階では、ご指摘の項目を記載事項とするのは適当ではないと考えられる。

登録外務員の氏名及び連絡先やその所属する商品取引員の住所及び連絡先については記載事項となっている。登録外務員の個人住所については顧客にとって必要性は薄いものと考えられる。

省令第104条第7号において、改正法第214条に掲げる禁止行為は記載事項となっており、かつ、その内容を説明することが義務づけられている。断定的判断の提供の禁止については、改正法第214条第1号に規定されていることから、ご指摘の内容は担保されているものと考えられる。

ご指摘を踏まえ、文字の大きさを12ポイントから14ポイントに修正する。また、交付書面を分かりやすいものとするため、『委託のガイド』を作成する日商協を指導していく。

省令第108条にいう「顧客が理解できるように説明」するとは、ご指摘のような説明方法をいうものと考えられる。なお、改正商品取引所法の解釈指針であるガイドラインにおいて、具体的な説明方法を記述する予定である。

改正法の解釈指針であるガイドラインにおいて、具体的な説明方法として、顧客に対し説明内容を理解していることを書面にて確認することとしている。

商品先物取引経験者であるというだけで説明義務は免除されていない（省令第107条参照）。また、今回の法改正に

取引経験者に対する説明義務を免除すべきでない。取引経験者にも再度事前書面を交付すべき。

受託契約締結前に書面を交付すべき。

7. 取引成立の際の通知すべき事項（省令案109条関係）

現在における当該委託者の他の建玉の状況、これまでに累積した取引の結果、損益、手数料の額。

委託者が取引をした時点で商品取引員も自己売買を行っていた場合には、その時点の商品取引員の取引内容（板寄せ：そのときの場節、ザラバ：委託者の取引成立前後10分間）、その営業日における取引内容も開示すべき。

8. 商品取引責任準備金関係（省令案110条関係）

紛議、訴訟が多発している商品取引員、向玉を行っていると思われる商品取引員に対しては、商品取引責任準備金を高くすることができるよう機動的に対処すべき。

9. 報告書関係

(1) 営業報告書（省令案115条関係）

委託者の新規、継続別委託者数、終了した取引の損得の数・割合等を記載事項とすべき。

取引終了した委託者についての取引期間と損益を記載事項とすべき。

預託証拠金額及び手数料合計を記載事項とすべき。

自己玉についての取引所・商品別損益を記載事項とすべき。

新規・継続別紛議、訴訟件数とその内容を記載事項とすべき。

行政・取引所・日商協による処分、判決件数と内容を記載事項とすべき。

先物取引をめぐる不祥事（刑事事件）の関連性の有無を記載事項とすべき。

省令案117条（合併認可申請）13号（5年以内の不祥事

より、受託契約の締結前1年以内に書面交付をした者に対しても書面交付及び当該書面の内容を説明することを求めている。（改正法第217条）

従前より、受託契約締結前に顧客に書面交付することを求めている。

本通知は法律でも規定しているとおり委託者の取引の成立についてのものであること、取引の成立毎に本通知が行われている以上委託者が通知を受けた取引以外についての情報を蓄積することは困難なことではないこと、他の建玉の状況については、受託契約準則に従って定期的及び委託者の求めに応じて通知される残高照合書で手当てされていることを踏まえて、ご指摘の事項を盛り込む必要はないと考えている。

責任準備金制度においては、類似の制度を有している証券取引法や金融先物取引法と同様に、紛議、訴訟が発生する可能性に鑑みて、取引量に応じて責任準備金の積立額を設定することが適当と考えている。

委託者数は定期業務報告で、紛議・判決件数と内容及び不祥事職員の氏名等に関する事項は事故報告書で、それぞれ毎月記載を求めている。また、自己玉の利益は取引所別、商品別ではないが業務報告書、月計残高試算表等で、毎月、記載を求めている。

取引終了した委託者に係る取引期間と損益、委託証拠金額及び手数料合計等については、各委託者で取引事情が異なることや、それ単独では当該商品取引員の業務が適切に行われているかの判断材料とはなりにくいこと、さらに、それらの報告には膨大な作業量を要することから、それらを全ての商品取引員に一律に記載させることは適当でなく、紛議が多い等の業務に問題のある商品取引員について他の情報も併せ

職員の氏名等)に規定する事項を記載事項とすべき。

(2)分離保管に係る調書(省令案116条1項2号関係)

1ヶ月ごとの報告では不十分であるから、1週間に一度報告させるべき。

(3)事故報告書(省令案116条1項3号関係)

できるだけ具体的、詳細な内容にすべき。

省令案117条(合併認可申請)13号(5年以内の不祥事職員の氏名等)に規定する事項を記載事項に加えるべき。

(4)業務報告書(省令案116条1項4号関係)

毎年の一般委託者数の他に、取引終了結果の損得の数、割合等を記載事項にすべき。

省令案117条(合併認可申請)13号(5年以内の不祥事職員の氏名等)に規定する事項を記載事項に加えるべき。

10.業務停止命令事由として追加すべきもの(省令案123条関係)

改正法214条5号(委託を行わない又は勧誘を受けることを希望しない意思を表示した顧客への勧誘の禁止)、7号(勧誘に先立って、商品取引の勧誘である旨を告げない勧誘することの禁止)違反がある場合。省令案103条(禁止行為)違反がある場合。法215条(適合性原則)違反がある場合。

た複合的な情報の一つとして検査等で入手すれば足りると認識している。

同調書によって1ヶ月ごとに前月の日々の分離保管状況の報告を求めていること、現行法下で分離保管措置の一つとされていた銀行預託型の措置は廃止され、委託者資産はより毀損されにくいものとなったことから、1ヶ月ごとの報告で不十分とは考えていない。

事故報告書の記載事項は、商品取引所法施行規則上の様式で規定され、委託者の申し出内容(訴訟案件含む)、損害額及び担当外務員等詳細な事項につき記載を求めていることとしている。

また、同報告書で、商品取引受託業務等に関して禁固刑以上の刑が課せられた者やその違法内容等、省令第117条第1項第3号に規定する事項についても報告を要求している。

商品取引員の委託者の取引の損得は、本来、委託者の投資判断の結果を反映したに過ぎないものであることから、必ずしも、当該商品取引員の業務が適切に行われているかの判断材料にはならないと考えられる。従って本事項については定期的な報告ではなく、業務に問題のある取引員について、他の情報も併せた複合的な情報の一つとして、必要に応じ、検査等で入手すべきものと考えている。

ご指摘のような場合については、改正法第236条に基づく許可の取消し、又は、6ヶ月以内の業務停止命令の事由に該当するものと考えられる。

商品先物取引が原因となった刑事事件が発覚した場合及び発覚しなくても、公金横領、不正資金流用などが認められた場合、その他委託者からの苦情、紛議、訴訟が多発している場合。

11. その他

委託者資産保全義務（省令案98条関係）違反に対しては、厳しい制裁を課す規定を設けるべき。

ご指摘の場合においては、顧客との間に紛争が頻発している可能性が高いと考えられる。一般的には、そのような場合においては業務停止命令の事由が存在するものと考えられるが、その判断に当たっては、個々の事案を詳細に分析することが必要と考える。

改正法第210条違反については、2年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はその併科（改正法第361条）、法人重課3億円以下（改正法371条）の刑事罰が設けられているほか、改正法第236条の規定に基づく行政処分の対象となります。